

事前協議提出図書一覧表

すべての開発行為の 添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事前協議申出書 2. 委任状（※代理人に委任する場合） 3. 申請地の状況を示す写真（2枚以上） 4. 付近見取図 5. 配置図、敷地求積図 6. 敷地縦横断面図 7. 排水計画図（雨水、雑排水） 8. 各階平面図（縮尺1/200以上）、面積表 9. 立面図（※必要な場合 2面以上で最高高さ記入、縮尺1/200以上）
-------------------	--

要 件	添 付 書 類	
〈法第29条第1項第2号に掲げる開発行為〉 ・農業、林業又は漁業の用に供する建築物 （畜舎、温室、堆肥舎、サイロ、農機具収納施設等をいう）	①農業、林業又は漁業に従事していることの公的機関の証明書 ②農地転用許可書の写し（計画地が農地の場合）	
・農業、林業又は漁業を営む者の自己の居住の用に供する建築物	①農業、林業又は漁業に従事していることの公的機関の証明書、協議申出者の資産証明書 ②農地転用許可書の写し（計画地が農地の場合） ③協議申出者の資産証明書	
〈法第29条第1項第3号に掲げる開発行為〉 ・鉄道施設、図書館、公民館その他公益上必要な建築物	農地転用許可書の写し（計画地が農地の場合）	
〈法第29条第1項第10号に掲げる開発行為〉 ・非常災害のため必要な応急処置の建築物	農地転用許可書の写し（計画地が農地の場合）	
〈法第29条第1項第11号に掲げる開発行為〉 ・仮設建築物又は車庫、物置等の附属建築物	農地転用許可書の写し（計画地が農地の場合）	
そ の 他	・許可を受けたものの計画の変更	変更図書及び開発行為の許可通知書の写し若しくは建築等の許可通知書の写し
	・事前協議済みのものの計画の変更	変更図書及び事前協議書の写し
	・区域区分日に関する都市計画が決定される日（昭和46年2月12日）前からあった建築物の建替	建物の登記事項証明書又は家屋証明書（建設年度記入）
	・区域区分日に関する都市計画が決定される日（昭和46年2月12日）以後の建築物の建替	開発行為の許可通知書の写し、既存宅地確認通知書の写し又は建築確認通知書の写し（注）
	・既存宅地確認を受けた土地における建築物の変更	変更図書及び既存宅地確認通知書の写し
	・鹿児島市市街化調整区域における住宅建築等に関する条例に基づき法第29条第1項の許可を受けた開発区域内で建築主が建築計画を定めたもの	変更図書及び開発行為の許可通知書の写し

注 ・開発行為の許可通知書の写しの場合、本人のみ建替可
 ・建築許可通知書の写し、建築確認通知書の写しの場合、原則として本人のみ建替可であるが、昭和46年2月12日前の建築物の建替であることが確認できる場合は本人以外でも可